

令和3年度
長崎地方最低賃金審議会
第1回専門部会

資 料

厚生労働省
長崎労働局労働基準部
賃金室

資 料 目 次

資料番号 1	長崎県最低賃金専門部会委員名簿（案）	1
資料番号 2	長崎県最低賃金専門部会運営規程	3
資料番号 3	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 （令和 2 年 1 月～ 3 月）	5
資料番号 4	長崎労働局業務改善助成金の実績 （平成 28 年度～令和 2 年度）	13
資料番号 5	生活保護と最低賃金	15

令和3年度
長崎地方最低賃金審議会
長崎県最低賃金専門部会委員名簿（案）

	氏 名	推 薦 者 団 体
公 益 代 表	◎ はやし とおる 林 徹	
	○ まつもと むつ き 松本 睦樹	
	みうら えりこ 三浦 恵理子	
労 働 者 代 表	か せ だ かずし 加世田 和志	自治労全国一般長崎地方労働組合
	たか ふじ よし ひろ 高藤 義弘	日本労働組合総連合会長崎県連合会
	たね むら かず ひさ 種村 和久	日本労働組合総連合会長崎県連合会
使 用 者 代 表	いわ さき なお き 岩崎 直紀	長崎県経営者協会
	いわ ね のぶ ひろ 岩根 信弘	長崎県経営者協会
	きた はら ひろ ゆき 北原 裕幸	長崎県経営者協会

掲載順は、それぞれ五十音順。

◎部会長、○部会長代理

長崎地方最低賃金審議会
長崎県最低賃金専門部会運営規程

第1条 この規程は、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法、最低賃金審議会令及び長崎地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

第2条 専門部会の委員の数は、9人とする。

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときの他、長崎労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。但し、第1回会議は長崎地方最低賃金審議会長が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の原則として10日前までに部会長に通知するものとする。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合の他、少なくとも1週間前までに、付議事項・日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるとときには、あらかじめ部会長に適当な方法によって通知するものとする。

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、長崎地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第9条 この規定の制定及び改廃は、会議の議決に基づいて行う。

備考：平成13年8月2日制定・施行

：令和3年7月5日改正

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
(令和3年1月～3月)

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況		法違反事業場の認識状況（％）		最賃未満労働者の状況			
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数 違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者の比率（％）
平成24	13,644	1,139 8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343 9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491 10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545 11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715 13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166 14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985 12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145 13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080 13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9,308（※）	751 8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など

緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和3年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食料品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	-
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	-
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	-
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
1号～5号計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	-
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	-
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	-
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	-
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	-
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	-
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	-
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	-
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	-
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	-
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	-
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	-
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	-
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	-
6号～17号計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果（長崎局）

1 違反状況（最賃法4条のみ、以下同様）

	平成31年	令和2年	令和3年
監督件数	247 (0)	200 (0)	233 (0)
違反件数	28 (0)	17 (0)	13 (0)
違反率	11.3%	8.5%	5.6%

* () は産別最賃対象で内数

2 業種別違反状況

	平成31年	令和2年	令和3年	3カ年計	割合
○はん用機械器具等製造業	0	0	0	0	0%
○電気機械器具等製造業	0	0	0	0	0%
○船舶製造・修理業, 船用機関	0	0	0	0	0%
食料品製造業	6	2	0	8	13.9%
衣料その他の 繊維製品製造業	0	0	0	0	0%
その他の製造業	0	3	1	4	6.9%
卸売業	1	1	0	2	3.4%
小売業	11	3	5	19	32.8%
理美容業	1	2	2	5	8.6%
その他の商業	0	0	0	0	0%
飲食店、旅館業	5	5	3	13	22.4%
ビルメンテナンス業	0	0	2	2	3.4%
その他	4	1	0	5	8.6%
計	28	17	13	58	100%

3 違反事業場の認識状況

	平成31年	令和2年	令和3年
適用される最賃額を知っている	16	11	9
金額は知らないが最賃が適用 されることは知っている	11	6	3
最賃が適用されることを知ら なかった	1	0	1
計	28	17	13

長崎労働局業務改善助成金の実績（平成28年度～令和2年度）

業務改善助成金件数

年度	申請件数	交付件数	取下・中止・廃止	不交付
28	12	7	5	0
29	23	8	13	2
30	11	9	1	1
元	8	6	2	0
2	14	11	3	0

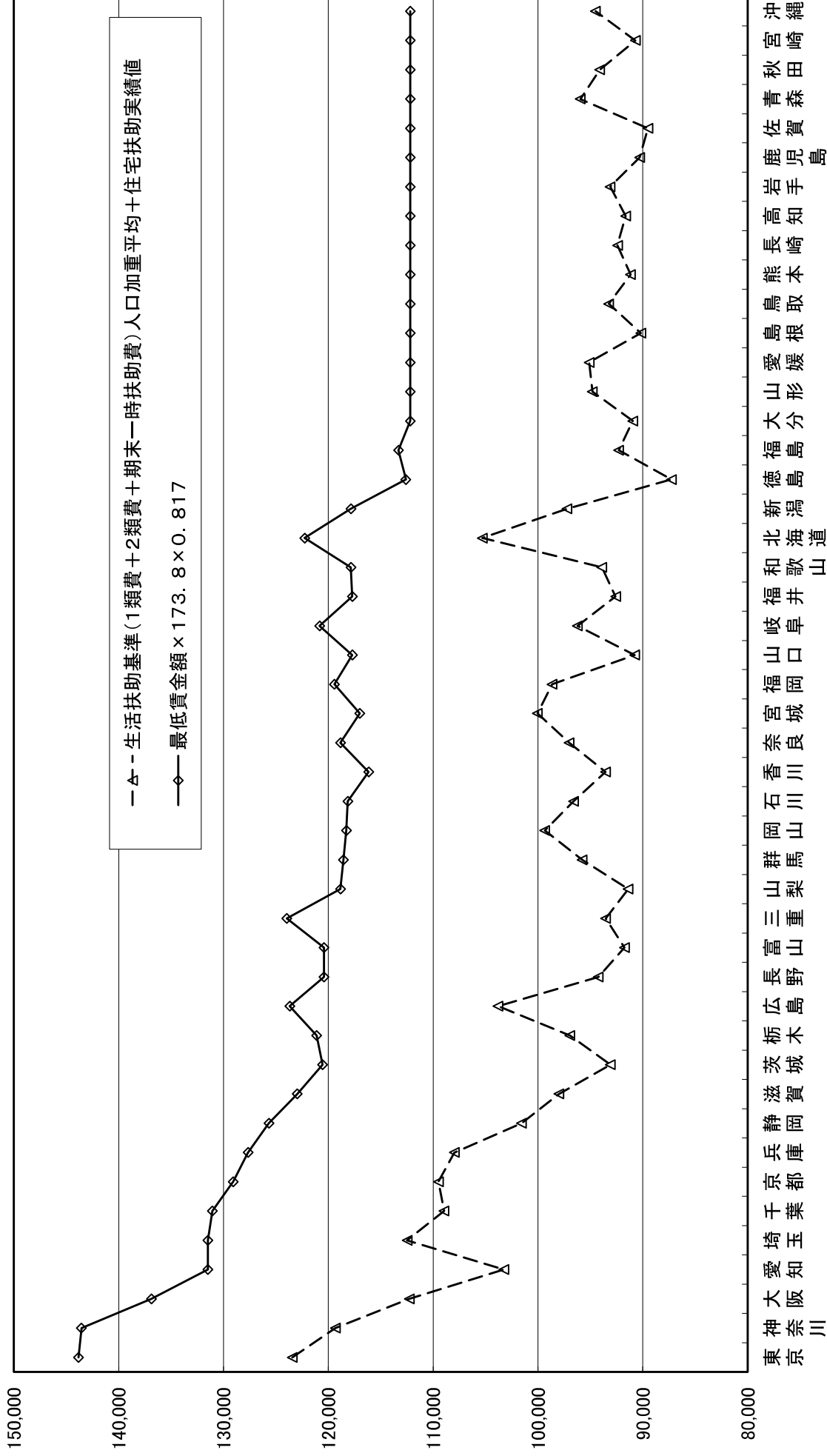
交付件数内訳

年度	長崎市	佐世保市	諫早市	大村市	対馬市	五島市	雲仙市	島原市	南島原市	東彼杵郡	南松浦郡	計
28	3	3	1									7
29	2	2	1		1	1				1		8
30	4		1	2	1				1			9
元	3			1		1		1				6
2	3	2	1	1			1			2	1	11

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

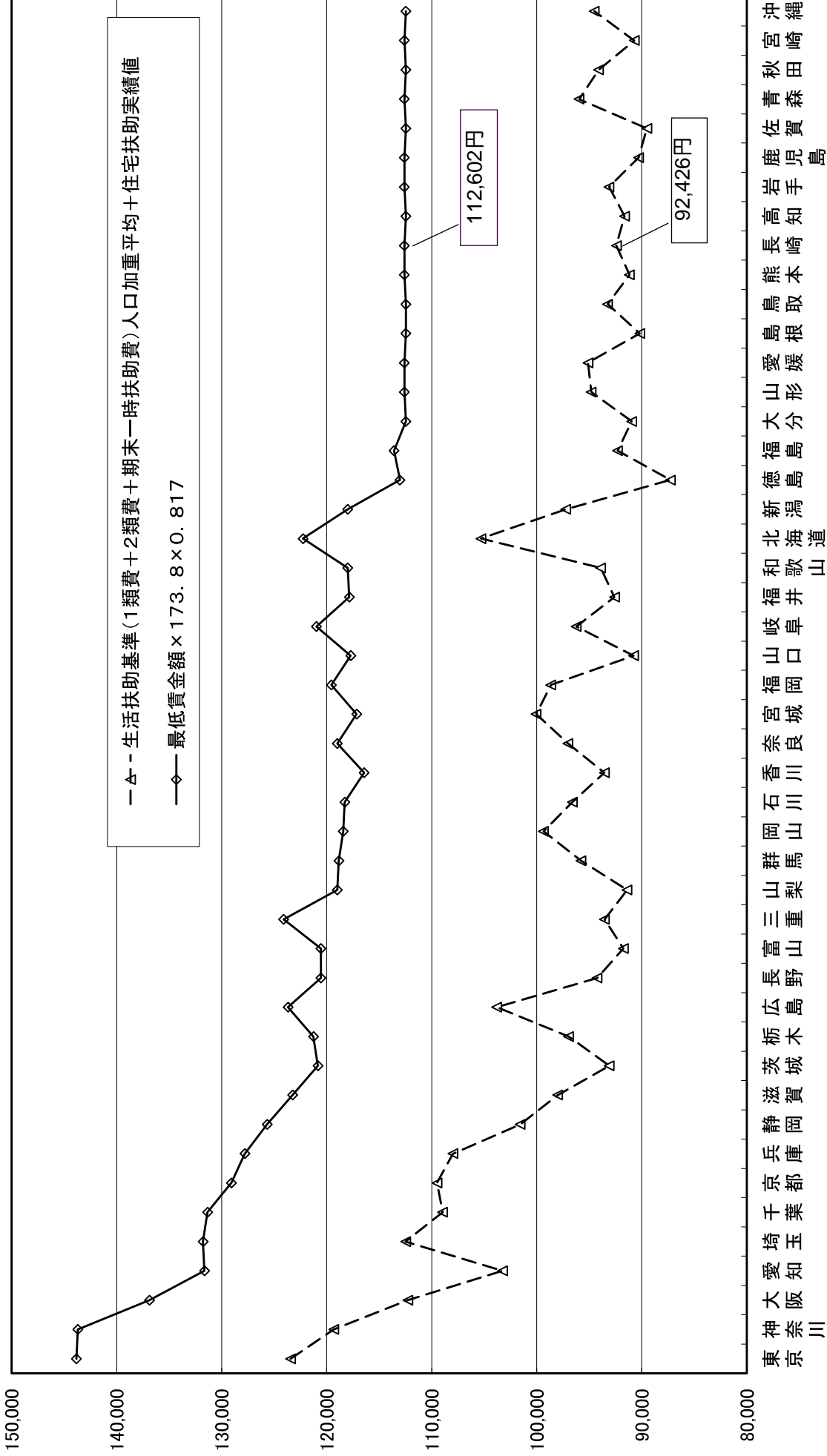
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和元年度のデータと令和元年度の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円



注1)生活扶助基準(1類費＋2類費＋期末一時扶助費)は18～19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額 (A)	令和2年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.818→0.817)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。